

藤岡市設計変更ガイドライン

令和5年4月

藤岡市総務部契約検査課

設計変更ガイドラインの策定にあたって

藤岡市では、市民生活や経済活動の基盤である様々な社会資本(道路、上下水道、学校、公園など)を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施しています。

これらの工事は、多種多様な自然条件・環境条件等の制約の下で、目的物を完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っていますが、予期せぬ事態が発生し、設計変更が避けられない場合が多くあります。

平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、その中で「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記され、設計変更が「発注者の責務」として法的に位置付けられました。

そのため、発注者は、現場の実態に即した図面や仕様書、施工条件の明示書により、適切な設計図書の作成に努め、また、受注者も、工事着手にあたって設計図書を照査し、着手時点の疑義を明らかにするとともに、施工中の疑義が生じた場合にも、発注者と「協議」を行い、工事を進めることがとても大事になってきます。

その結果、設計図書や契約内容に変更の必要が生じた場合、それぞれを変更する必要があります。

このようなことから、発注者と受注者双方が、設計変更可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等を共通認識し、設計変更や契約変更が適切かつ円滑に行われることを目的とし、本ガイドラインを作成しました。

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 設計変更の基本 | 1 |
| (1) 設計変更の基本的な考え方 | 1 |
| (2) 設計変更の対象事項 | 1 |
| (3) 設計変更を行う場合の対象となる事項及び根拠条文 | 2 |
| 2. 設計変更が不可能なケース | 4 |
| 3. 設計変更が可能なケース | 6 |
| 4. 設計変更フロー | 7 |
| (1) 変更の全体的なフロー | 7 |
| (2) 契約約款第18条第1項(条件変更等) に該当する場合のフロー | 8 |
| (3) 契約約款第19条(設計図書の変更) に該当する場合のフロー | 9 |
| (4) 契約約款第20条(工事の中止) | 9 |
| (5) 契約約款第21条(受注者の請求による工期の延長) に該当する場合のフロー | 10 |
| 5. 指定と任意の使い分けについて | 11 |
| 6. 施工条件の明示について | 12 |
| (1) 土木 | 12 |
| (2) 建築 | 14 |
| (3) 参考例(過去に記載した事項等) | 16 |
| 7. 設計変更に伴う契約変更の手続き (契約変更を行う時期) | 18 |

1. 設計変更の基本

(1) 設計変更の基本的な考え方

設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合に限り行うことができます。原則として、設計変更をした場合は、契約変更(工期や請負代金額の変更)を行います。

なお、当初設計書の作成がとても重要となりますので、必ず現場を精査し、漏れや違算等のないよう適切に作成するよう心がけてください。

◎**設計変更**： 図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。

◎**契約変更**： 建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第23条又は24条の規定により協議し、工期又は請負金額の変更契約を締結することをいう。

(2) 設計変更の対象事項

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は契約約款第18条(条件変更等)に、発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更は契約約款第19条(設計図書の変更)に、受注者の責めに帰することができない事由による工事の中止については契約約款第20条(工事の中止)に、また、受注者の責めに帰することができない事由による工期の延長は契約約款第21条(受注者の請求による工期の延期)に規定しています。

◎**設計図書**： 仕様書、図面、施工条件の明示書、工事施工に関する工種・設計数量及び(土木工事)規格を示した書類(金抜き設計書及び入札参加者からの質問回答書を含む)をいう。

◎**設計図書**： 別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をい(建築工事)う。

契約約款第18条第1項(条件変更等)(抜粋)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第19条(設計図書の変更)(抜粋)

発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第20条第1項(工事の中止)(抜粋)

受注者の責めに帰すことのできないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

契約約款第21条第1項(受注者の請求による工期の延期)

受注者は天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明記した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(3) 設計変更を行う場合の対象となる事項及び根拠条文

| 設計変更の対象事項 | 契約約款 |
|--|-----------------------------|
| <p>① 設計図書が一致しない</p> <p>例 ア 設計書と図面で、材料の名称や規格等が一致しない(土木工事) イ 図面と仕様書で、材料の名称や規格等が一致しない(建築工事)</p> | <p>第18条 第1項 第一号</p> |
| <p>② 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏(だつろう)がある</p> <p>例 ア 数量計算にまちがいがあつた イ 図面に示されている材料が設計書に計上されていない ウ 条件明示する必要があるにも係わらず、土質、地下水に関する一切の明示がされていない エ 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない</p> | <p>第18条 第1項 第二号</p> |
| <p>③ 設計図書の表示が明確でない</p> <p>例 ア 図面の記載内容が読み取れない イ 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確である ウ 使用する材料の規格(種類、強度等)が不明確である</p> | <p>第18条 第1項 第三号</p> |
| <p>④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない</p> <p>例 ア 設計図書に明示された土質や地下水位が現場条件と一致しない イ 設計図書に明示された地形が現場と一致しない ウ 設計図書に明示された支持地盤と実際の施工による支持地盤が大きく異なる事実が判明した エ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査や撤去が必要となった オ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した</p> | <p>第18条 第1項 第四号</p> |
| <p>⑤ 施工中に設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた</p> <p>例 ア 施工中に施工範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった イ 施工中に埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった ウ 施工中に掘削断面に地下工作物が出現し、取壊しが必要となった エ 施工中に住民運動、環境運動等による事業の妨害が発生した</p> | <p>第18条 第1項 第五号</p> |
| <p>⑥ 発注者は必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>例 ア 関係官公署等(道路、河川、警察、消防、鉄道、水道、電気、電話、ガス等)との事前協議内容に変更が生じたことにより、変更する必要があると認める場合 イ 関連する工事との調整により、変更する必要があると認める場合 ウ 当初設計で予定していた残土等の処分先を変更する場合 エ 施設の維持管理又は利用方法等が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合 オ 交通誘導員の配置人数が実際の現場状況等により変更する必要があると認める場合</p> | <p>第19条</p> |

| | |
|--|-------------|
| <p>⑦ 工事用地等の確保ができない等のため又は天災等により受注者の責めに帰することができない事由により受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない</p> <p>例 ア 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合 イ 関係官公署等(道路、河川、警察、消防、鉄道、水道、電気、電話、ガス等)との協議の結果、施工できない期間が設定された ウ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整)が生じた エ 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等) オ 自然災害が発生し、施工を続けることが不可能と認められる</p> | <p>第20条</p> |
| <p>⑧ 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる</p> <p>例 ア 天候不良が続き工事の進捗が遅れた イ 使用材料の納期が当初の想定以上かかることが判明し工事の進捗が遅れた</p> | <p>第21条</p> |

2. 設計変更が不可能なケース

基本事項としては、下記のような場合においては、原則として設計変更はできません。

ア 設計図書に条件明示の無い事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工をした場合

【解説】

受注者は、契約約款第18条第1項第一号～第五号に該当する事項を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求めています。

イ 発注者と「協議」をしているが、「協議」の回答がない時点で施工を実施した場合

【解説】

契約約款第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知することになっており、速やかな回答は発注者の責務です。

受注者も疑義等の事実が判明した場合は、できるだけ早い段階での「協議」(工事打合せ書で疑義の内容が確認できる資料等)を行うことが重要です。

ウ 「承諾」で施工した場合

【解説】

受注者が自らの都合により、施工方法・使用材料等について監督員の同意を得たものでありこの「承諾」によるものは、契約変更の対象になりません。

発注者は、設計図書に示す工事目的物の形状寸法や材料規格と比較し同等以上であることを確認し、しかるべき理由があり、特段支障がないときは「承諾」し、工事目的物を変えることができます。(「承諾」による工事目的物の変更のうち、将来の維持管理や修繕等に影響を与えるものは、設計図書を変更します)

エ 工事請負契約書等に定められている所定の手続きを経していない場合(契約約款第18条～第24条、群馬県土木工事標準仕様書1-1-1-3・1-1-1-13～1-1-1-15、公共建築工事標準仕様書(建築編)1. 1. 8～1. 1. 10)

【解説】

発注者及び受注者は、協議、指示、一時中止、工期変更、請負代金額の変更など所定の手続きを行うこととなっています。

オ 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示、協議等の場合

【解説】

発注者及び受注者は、速やかに書面による協議等を行うこととなっています。また、受注者は、書面による指示、協議の回答を得てから施工をすることとなっています。

※契約約款第26条(臨機の措置)については、別途考慮する必要があります。

◎協議：書面により監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

◎承諾：監督員または受注者が書面により同意することをいう。

◎指示：監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

※書面とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。

契約約款第26条：（臨機の措置）
（抜粋）受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

3. 設計変更が可能なケース

基本事項としては、下記のような場合には設計変更は可能です。

ア 契約約款第18条第1項(条件変更等)に該当する場合

イ 発注者が変更を必要と認める場合

ウ 工事を一時中止する必要がある場合

エ 設計図書の照査(確認)の範囲を超える作業が生じる場合

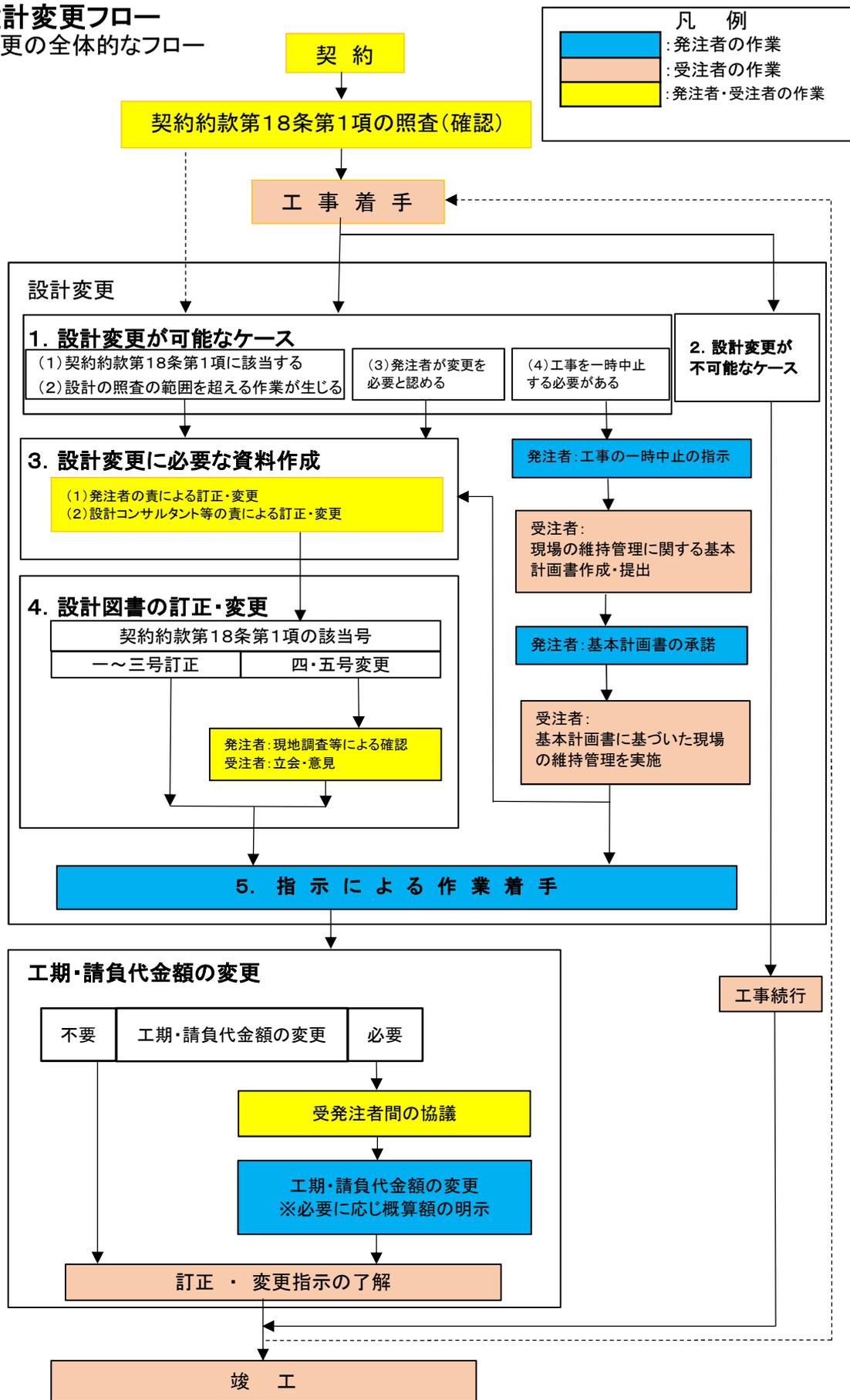
オ 受注者の責によらない工期の延期や短縮を行う場合

発注者が行うべき設計変更にあたっての留意点

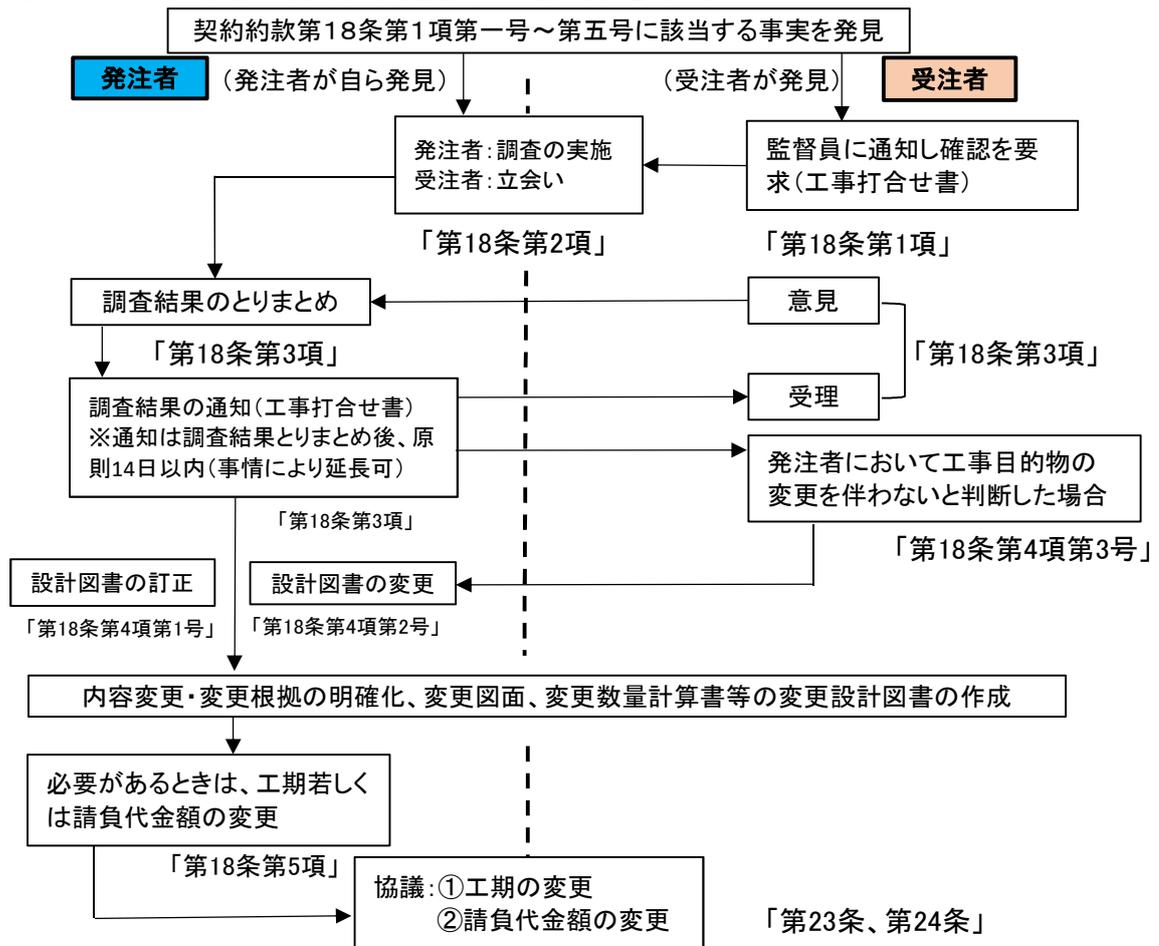
- ・ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して設計変更の協議にあたる。
- ・ 当該工事での設計変更の必要性を明確にする。
- ・ 必要な指示・協議等は書面で行う。なお、現場立会時または緊急を要する場合等、契約変更に係る事項を口頭で指示した場合は、指示内容について受発注者間で疑義が生じないよう、後日、書面により確認を行うこと。
- ・ 設計変更指示は速やかに行う。(手戻り工事を避ける。)

4. 設計変更フロー

(1) 変更の全体的なフロー



(2) 契約約款第18条第1項(条件変更等)に該当する場合のフロー



設計図書の照査(確認)

「設計図書の照査」とは、設計図書に問題点がないか確認をすることで、受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点がないか確認することである。

『契約約款第18条第1項』

1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

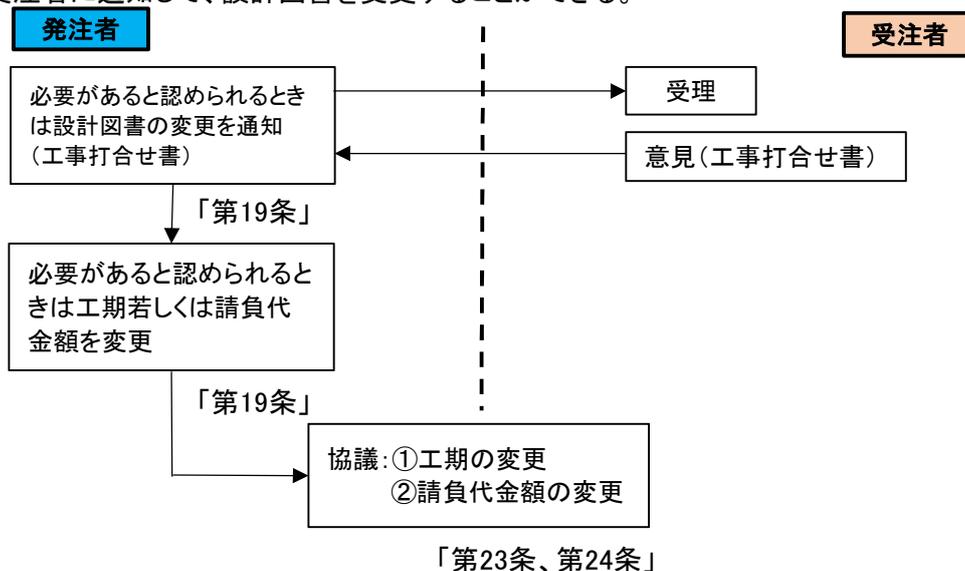
設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる場合(設計変更可能なケース)

「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に記す。

- ① 構造計算の再計算が必要となるもの。
 - ② 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
 - ③ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計含む)
- ※発注者は、受注者から提出される確認資料の活用や設計コンサルタントへの発注等を行い設計図書の訂正または変更を行う。

(3) 契約約款第19条(設計図書の変更)に該当する場合のフロー

発注者は、必要があると認めるときは、契約約款第19条により設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。



『契約約款第19条』

1. 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 契約約款第20条(工事の中止)

受注者の責めに帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は、契約約款第20条第1項により工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

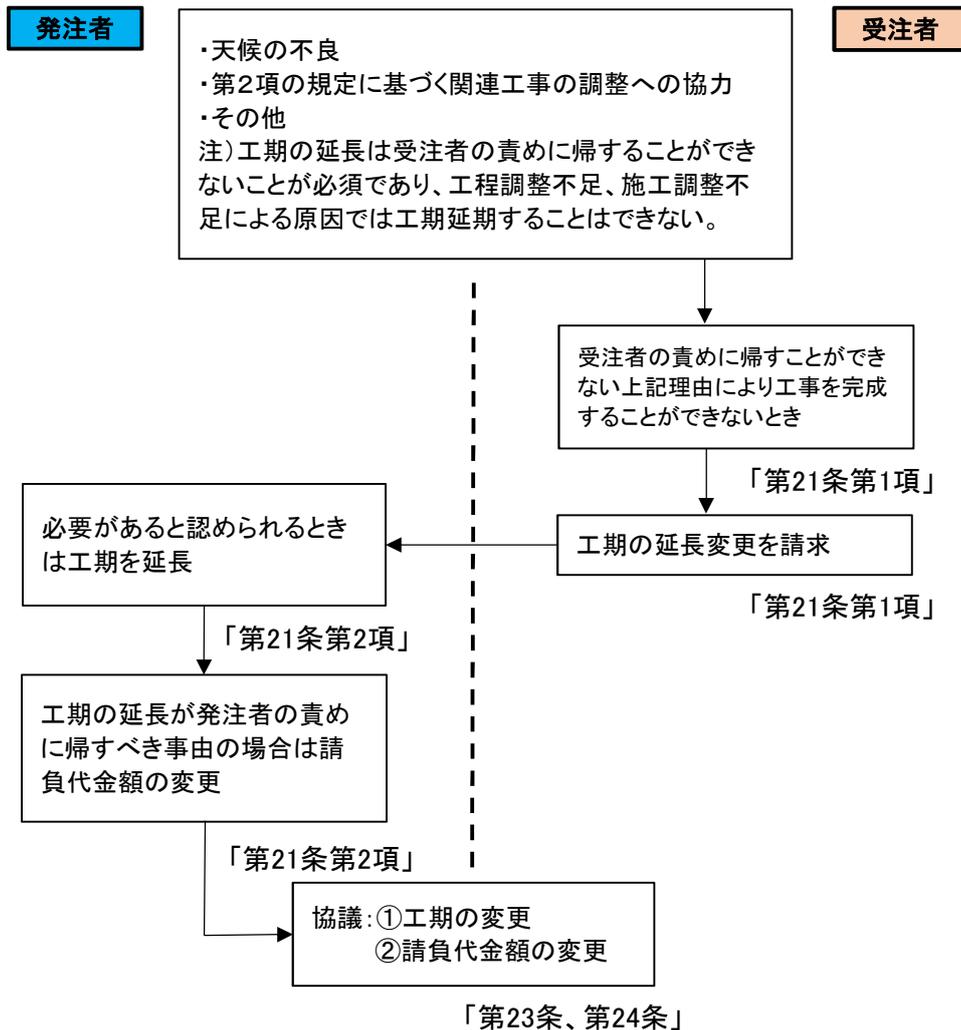
手続きについては、土木工事における工事請負請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)Ⅱ工事中止に係るガイドライン(案)(国土交通省関東地方整備局)、営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)Ⅲ工事一時中止ガイドライン(国土交通省管庁営繕部)等の最新版を参考に受注者・発注者の協議によるものとする。

『契約約款第20条第1項、第2項』

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(5) 契約約款第21条(受注者の請求による工期の延長)に該当する場合のフロー

受注者は、受注者の責めに帰することができない事由によって工期内に工事を完成することができない場合には、契約約款21条第1項により工期の延長を請求することができる。



『契約約款第21条第1項、第2項』

1. 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

5. 指定と任意の使い分けについて

【定義】

- ・ 指定とは、工事目的物を施工するに当たり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならないものである。
- ・ 任意とは、工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則であり、設計図書では指定せず、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものである。

【基本事項】

- ・ 指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。
 - (1) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
 - (2) 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更を行わない。
 - (3) 任意の場合でも、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

『契約約款第1条第3項』

3. 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款および設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【留意事項】

- ・ 指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。
 - (1) 施工方法等については、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
 - (2) 任意については、受注者が自らの責任で行うもので施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（設計変更の対象とはしない）
 - (3) 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意する必要がある。

【指定と任意の考え方】

| | 指定 | 任意 |
|---------------------|------------------------------------|---|
| 設計図書 | 仮設、施工方法等について、具体的に指定する（契約条件として位置づけ） | 仮設、施工方法等については具体的には指定しない（契約条件ではないが、参考図※として標準的工法を示すことがある） |
| 施工方法等の変更 | 発注者の指示又は承諾が必要 | 受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要） |
| 施工方法等の変更がある場合の設計変更 | 設計変更の対象とする | 設計変更の対象としない |
| 施工条件の明示の変更に対応した設計変更 | 設計変更の対象とする | 設計変更の対象とする |

※参考図・参考資料については、あくまでも積算をするための参考であって設計図書ではない。

【指定仮設とすべき事項（参考例）】

- ・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切がある場合
- ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合
- ・ 関係官公署等との協議により制約条件がある場合
- ・ 新技術、新工法又は特許工法を採用する場合
- ・ 環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ・ 他の工事に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合

6. 施工条件の明示について

(1) 土木

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。
また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約約款に基づき、適切に対応するものとする。(参考:平成14年3月28日付 国土交通省通達)

| 明示項目 | 明示事項 |
|-----------|--|
| 工程関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 他の工事の着手又は完成の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、着手又は完成の時期。 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7 設計工程上見込んでいる休日日数等の作業不能日数。 |
| 用地関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4 受注者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 |
| 公害関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2 水替え・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容。(処理施設、処理条件等) 4 工事の施工に伴って、発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 |
| 安全対策関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3 落石、雪崩、土砂崩壊等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備が必要な場合は、その内容。 |
| 工事用仮設道路関係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 一般道路を搬入路として使用する場合。 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2 仮道路を設置する場合。 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2)仮道路の工事終了後の処置。(存置又は撤去) (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 |

| | |
|---------|---|
| 仮設備関係 | <p>1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</p> <p>2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。</p> <p>3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</p> |
| 建設副産物関係 | <p>1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</p> <p>2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。</p> <p>3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。</p> |
| 工事支障物件等 | <p>1 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間。</p> |
| 薬液注入関係 | <p>1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</p> <p>2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</p> |
| その他 | <p>1 工事前資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</p> <p>2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等。</p> <p>3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</p> <p>4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</p> <p>5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</p> <p>6 工事前電力等を指定する場合は、その内容。</p> <p>7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</p> <p>8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用期間。</p> <p>9 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等。</p> |

(2) 建築

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。
また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約約款に基づき、適切に対応するものとする。(参考:平成14年5月30日 国土交通省通達)

| 明示項目 | 明示事項 |
|---------|---|
| 工程関係 | <ol style="list-style-type: none">1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期。2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容。5 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。6 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等。 |
| 用地関係 | <ol style="list-style-type: none">1 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 |
| 公害関係 | <ol style="list-style-type: none">1 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定が必要な場合は、その内容。2 工事の施工に伴って、発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予想される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 |
| 安全対策関係 | <ol style="list-style-type: none">1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。3 落石、雪崩、土砂崩壊等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。4 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備が必要な場合は、その内容。 |
| 工事用道路関係 | <ol style="list-style-type: none">1 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合。 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2)搬入、搬出路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。2 仮道路を設置する場合。 (1)仮道路の仕様と設置期間及び工事終了の措置 |
| 仮設備関係 | <ol style="list-style-type: none">1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。2 仮設備の構造、工法及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工範囲。3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。 |

| | |
|---------|---|
| 建設副産物関係 | <p>1 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件。</p> <p>2 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容。</p> <p>3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件。</p> |
| 工事支障物件等 | <p>1 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</p> <p>2 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間。</p> |
| 排水関係 | <p>1 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予約される排水量、水質基準及び放流費用。</p> <p>2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容・期間。</p> |
| 薬液注入関係 | <p>1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量等。</p> <p>2 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容。</p> |
| その他 | <p>1 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。</p> <p>2 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</p> <p>3 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等。</p> <p>4 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</p> <p>5 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容。</p> <p>6 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</p> <p>7 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。</p> |

(3)参考例(過去に記載した事項等)

施工条件の明示書

工事名 : ○○○○工事
 場所 : 藤岡市○○地内

| 明示項目 | 明示事項 |
|------------|--|
| 工程関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の工期は、雨天、休祭日、夏季休暇、年末・年始休暇(工期内に本休暇期間がない場合は除く)を見込んでいる。ただし、やむを得ず休日に作業を行う必要がある場合には、監督員に届出すること。 ・工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督員に報告すること。なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程等について別途甲、乙協議すること。 ・近隣の耕作状況を把握し、施工の時期を考慮し工程管理を行うこと。 ・令和○年○月○日に開催予定の○○まつりまでに工事を完成させること。 |
| 用地関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・起工測量を実施し、用地幅及び境界杭等を確認すること。 ・関係地権者用地を使用する場合は、事前に協議・承諾を得ること。また、返還の際には立会確認を行い、関係地権者の承諾を得ること。 ・測点No.○付近の土地は未買収のため、みだりに立ち入らないよう注意をすること。 |
| 公害対策関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の運搬等に際しては粉塵等により公衆に迷惑の無いようにすること。また、周辺住民に対して事前に工事への理解を求めるなどの措置を行うこと。 ・使用建設機械は、設計図書により排出ガス対策型機械を使用すること。 |
| 安全対策関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工にあたっては、交通誘導員○名を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、現場状況及び関係機関との調整等により、これにより難しい場合は、配置計画等を作成し、甲、乙協議すること。 ・通学路に指定されている路線は、学校側へ連絡をし、児童等に危険が及ばないようバリケード等の安全措置を行い、十分な事故防止対策を講じること。 ・○○センターに出入りする車両等に注意すること。 ・施工箇所の夜間侵入防止措置を行うこと。 |
| 工食用道路関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、渇水期の河川内に歩行者用の迂回路の設置を想定している。また、工事完成後は、速やかに撤去を行い、河川法を遵守すること。 ・工食用仮設道路の段差が生じる箇所には、転落防止の対策を講じること。 |
| 仮設備関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの運転を○日計上しているが、現場状況に合わせ監督員と協議のうえ増減するものとする。 |
| 残土・産業廃棄物関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・発生する残土は、○地内(運搬距離L=○km)の指定する残土処分場へ搬出を想定しているが、処分地は甲乙協議により決定する。残土処分地が決定されていない場合は、市残土条例に基づき処分を行うこと。 ・農地へ残土を入れる場合は、農地法の許可が得られていることを確認してから処理をすること。 ・発生するアスファルト廃材は○地内(運搬距離L=○km)の○会社に搬入するものとする。また、発生するコンクリート廃材については○地内(運搬距離L=○km)の○会社に搬入するものとする。 ・舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水(以下「排水」という。)については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。回収された排水については、産業廃棄物として、適正に処理すること。また、適正な処理をするために必要な運搬費及び処分費については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。なお、受注者は当該処理に係るマニユフェストについて、監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。 |
| 工事支障物件関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道管、ガス管、電気、電話ケーブルその他、地下埋設物については、事前に管理者調査を実施し、その結果に基づき注意して施工すること。 ・用地境界及び用地境界杭、国土調査杭・基準点等を調査し支障がある場合は、事前に監督員及び管理者と協議すること。 |

| | |
|------------|--|
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・起工測量後、設計と現地との相違を確認し、工事打合せ書により提出すること。 ・本工事の積算方法は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する点在型積算方法によるものとする。 ・本工事の積算基準は、「農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)令和〇年度」を使用し、単価適用年月は令和〇年〇月とする。 ・本工事を施工開始する前に試掘調査をして配管状況を確認すること。 ・提出書類については、藤岡市建設工事における作成書類一覧にそって管理すること。 ・境界等を示す杭・鋸などを十分に現地踏査をして写真等に記録を残すこと。(構造物等も含む。) |
|------------|--|

7. 設計変更に伴う契約変更の手続き(契約変更を行う時期)

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(債務負担行為に基づく工事であつては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。

軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- (2) 変更見込み金額が請負代金額の20%以上のもの(減額も対象)

【留意事項】

ア. 現場が特定されない維持工事等は、金額に関係なく工期末に行うことをもって足りるものとする。

イ. 監督員は、設計変更に伴う金額について、常に把握するよう心掛けること。

ウ. 監督員は、変更の必要性や重要な設計変更の判断、予算など、必ず上司に確認をすること。

エ. 軽微な変更の場合「工期の末に」とあるのは、工期の末までに契約変更を行うことである。